

新旧対照表

超深地層研究所安全確認委員会の設置についての一部を改正する

新	旧
<p>新法人設立に伴う名称の変更について所要の改正を行う。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 岐阜県、瑞浪市及び土岐市（以下「関係自治体」という。）は、<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「<u>原子力機構</u>」という。）が設置する超深地層研究所（以下「研究所」という。）について、平成7年12月28日に締結した東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書第1項に規定する事項を確認するため、超深地層研究所安全確認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) <u>原子力機構</u>に対して必要な報告を求めること。</p> <p>(2) 研究所の立入調査を必要に応じ行うこと。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか目的達成に必要な事項</p> <p>2 前項第2号の研究所の立入調査については、委員会で推薦し、委員長が指名する者を同行させることができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 岐阜県、瑞浪市及び土岐市（以下「関係自治体」という。）は、<u>核燃料サイクル開発機構</u>（以下「<u>サイクル機構</u>」という。）が設置する超深地層研究所（以下「研究所」という。）について、平成7年12月28日に締結した東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書第1項に規定する事項を確認するため、超深地層研究所安全確認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) <u>サイクル機構</u>に対して必要な報告を求めること。</p> <p>(2) 研究所の立入調査を必要に応じ行うこと。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか目的達成に必要な事項</p> <p>2 前項第2号の研究所の立入調査については、委員会で推薦し、委員長が指名する者を同行させることができる。</p> <p>以下省略</p>